

カゴシマサスティナブルトリップ作成事業 —業務委託仕様書—

1. 事業名

カゴシマサスティナブルトリップ作成事業業務委託

2. 業務の目的

鹿児島県では、南北約 600 キロメートルに及ぶ広大な県土が持つ各地域の豊かな生物多様性や自然環境、地域固有の歴史・文化等を県民共有の財産として守り、活用し、新たな魅力の創出を図る一方、近年環境の変化による新しい観光需要が注目を集め、ニーズの多様化が進むなか、将来の経済、社会、環境への影響を考慮する持続可能な観光への対応も求められている。

今回の事業では、観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下、「委託者」という。）が受託者と協働で県内各地での持続可能な取組みが反映されている観光や商品などを取り上げ、旅先でのあらたな出会いを誘導することで、鹿児島の魅力を深める機会を創出するとともに新しい旅のスタイルを提案することを目的としている。

3. 事業の概要

県内各地では、地産地消、地域や伝統文化の維持、自然保護、環境保全及び再利用など別紙 1 に記載する SDGs の各ターゲットに該当する多くの取組が行われている。

今回の事業では、これらの取組について観光の視点で情報収集及び取材を行いパンフレット等に取りまとめ、本県が持つ多様な資源をサスティナブルな観点から紹介する。

県内各地を訪れる旅行者が意識しなくてもその地域における行動が結果として地域の魅力を次世代につなぐような持続可能な取組みになる仕掛けづくりを目指す。

4. 履行期限

令和 5 年 3 月 2 4 日（金）

5. 業務委託内容

以下の業務に当たっては、持続可能な取組みに興味を持つ層などターゲットを明確に設定した上でそのニーズに合わせた内容にすること。

委託者は状況に応じて各項目の助言等を随時行う。

SDGs をベースにエシカルツーリズムの考え方も積極的に取り入れること。

(1) 素材の情報収集及び整理

別紙 1 を参考に次の表に掲げるテーマごとに情報収集を行うこと。別紙 1 に掲載していない SDGs のターゲットであっても該当するものがあれば取り入れること。

県内全域を対象とし地域の偏りがないよう留意すること。また離島については 5 島以上を取り入れること。

最終的には各テーマにつき 5 件以上の素材を受託者と委託者が協議の上決定する。

ア 自然・地域

県内各地域の豊かな生物多様性や自然環境、共存などへの理解を深めるとともに参加・活用することで目的が達成できるもの

例：認定エコガイドツアーによるトレッキング

海及びサンゴ礁を痛める成分が含まれている化粧品、日焼け止めの利用の制限に取り組んでいるアクティビティ事業者

イ 県特産品などの商品

鹿児島県の特産品を始め、本県ならではのものや県内での活動により商品として販売されているものなど資源の有効活用に繋がるもの

例：桜島の火山灰を活用したもの、特産品の制作途上で出た破片等を活用したもの、生物多様性を考えるカードゲーム

ウ 食

鹿児島県産の食、素材などの資源の有効活用に繋がるもの

例：バガス（サトウキビの搾りかす）や廃棄野菜等の活用、しょうゆや焼酎の量り売り、各地の素材を使ったクラフトビール、深海魚

エ 体験

上記ア～ウの取組などを取り入れた体験商品で観光客などが気軽に体験することができるもの

例：アクセサリーづくり

オ その他

1の事業目的に繋がるテーマがあれば具体的な内容を含めて提案すること。

【参考】

対象の選定の参考として委託者が令和3年度に実施した2つの事業を記載する。

① サスティナブル・ネイチャーフィールド鹿児島県

～2つの世界自然遺産を観光客と一緒に、より良い観光地にするプロジェクト

<https://pu.arukikata.co.jp/kagoshimaresponsible/>

② SDGs（持続可能な開発目標）を学べる体験型コンテンツ調査事業

別紙2のとおり

(2) モデルルートの作成

(1)の素材を活用したモデルルートを3～5コース程度提案すること。

コースは、日帰り、1泊2日などを含めることとし、1コース以上は離島を含めること。実際にモデルルートを参考に旅行を検討することができるよう、時間や距離、移動手段を分かりやすく見せるなど工夫し、費用感や移動時間など比較的無理なく実現可能な提案をすること。

(3) 素材の取材及び撮影

(1)で整理した素材の取材及び撮影を行うこと。

写真の場合1つの素材に対し、例えば施設の場合、外観、屋内、商品（サービス）、SDGsの取組などを含めた5枚程度を撮影することとし、可能であればSNS用の縦型動画の撮影も行うこと。

取材には委託者側の職員が同行することがある。（この場合の委託者側に発生する費用は委託費には含まれない。）

自然に関する取材を実施する場合は、現地の認定ガイド等を手配すること。

(4) パンフレット等の作成

ア 紙ベースの規格等

(ア) 部数：1万部

(イ) サイズ：持ち運びがしやすい大きさであること。

(ウ) 紙質等：フルカラー、可能な範囲で環境に配慮した素材を利用すること

(エ) その他：紙ベースの紙面の都合で紹介しきれないものがある場合はデジタルパンフレットで掲載することを可とする。

イ デジタルパンフレット等の作成

鹿児島県の観光サイト「かごしまの旅」に掲載するためアの紙ベースのものをA4用紙サイズで印刷が可能な形に構成しPDF形式で納品すること。

ウ パンフレット等掲載内容

(ア) (1)と(2)の内容を(3)の素材を使用し各地域のバランスを考慮しながら編集すること。

(イ) 読み手の対象は原則全世代とするが、デジタルネイティブ世代を意識すること。

(ウ) 鹿児島県内を旅行することでSDGsの達成に貢献することができることを分かりやすく伝える内容にすること。

(エ) SDGs又は持続可能という言葉が持つ「難しい」、「面倒」などのイメージを払しょくし、楽しく気軽に貢献できる、参加ができるなど、観光との組み合わせが自然に受け入れられるような内容にすること。

(オ) 構成などの都合上、パンフレットの名称を新たに提案することを可とする。

(カ) 紹介する施設等のアクセス（交通手段）は、必ず記載若しくは誘導する（QRコードなど）こと。

(キ) 商品等を取り扱う施設の紹介については、特定企業の利益誘導にならないよう留意すること。

(ク) パンフレットに以下のURLを記載し誘導を行うこと。

<https://pu.arukikata.co.jp/kagoshimaresponsible/>

（委託者が令和3年度事業で制作したサイト）

エ WEB用素材の提出

パンフレットで作成したデータを基に鹿児島県の観光サイト「かごしまの旅」においても情報を掲載するので、紹介施設の詳細情報、画像データ、テキストデータなどを提供すること。

オ その他、上記業務に付随する業務

(5) 事業実施報告書の作成

指定の期限までに実施結果などをまとめるとともに業務全体を分析し課題について取りまとめ、報告書を作成すること。報告は、画像、図表、数値データを用いて出来る限り分かりやすいものにする事。

今回の事業を踏まえ次年度以降に向けた提案も記載すること。

報告書、写真画像等の素材集及びこれらのデータを保存したCD-R若しくはDVDディスク（PC再生が可能なもの）を2枚納品すること。

6. 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。

(1) 素材の情報収集及び整理

ターゲット、調査方法、選定方法、件数及び取り上げる離島の案を詳細に示すこと。

4(1)ア～エ（該当する場合オを含む）の素材の案を1件以上提案すること。

(2) モデルルートの作成

予定しているモデルルートの地域、テーマ、構成などの案を示すこと。

(3) 素材の取材及び撮影

取材の方法及び撮影に関する案を示すこと。

(4) パンフレットについて

紙ベースの表紙デザイン、各ページの構成イメージ等を提案すること。（ラフ画でも可）

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。）若しくは業務の総括責任者等の役職又は実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額又は内訳を明らかにした見積を示すこと。

※正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

7. 著作権・特許権

(1) 受託者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作(財産権)を委託者に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、委託者の同意を得なければ著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用、または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (6) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (7) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が課題となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は協議するものとする。

8. 瑕疵担保責任

引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行うこと。

9. 注意事項

- (1) 掲載内容の情報については、契約事業者が責任を持って文字校正(情報内容の確認)を行い、必要に応じて委託者も校正を行う。
- (2) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 事業実施に関して、調査等で感染拡大地域からの来訪及び離島などへ訪問する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めること。
- (4) 事業の実施において必要な事項については、事前に委託者と十分協議すること。

10. 実施計画

企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

11. 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、「2. 業務の目的」の趣旨に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提示すること。

なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。

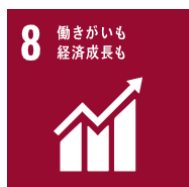
【参考】関連する SDGs 項目



- 2-3 2030年までに、小規模の食料生産者(特に女性、先住民、家族農家、牧畜や漁業をしている人々)の生産性と収入を倍にする。そのために、土地や資源、知識を得たり、金融サービスを使ったり、食料を売ったり、農業以外の仕事に就いたりするチャンスを平等に得られるようにする。
- 2-4 2030年までに、食料の生産性と生産量を増やし、同時に、生態系を守り、気候変動や干ばつ、洪水などの災害にも強く、土壌を豊かにしていくような、持続可能な食料生産の仕組みをつくり、何か起きてもすぐに回復できるような農業を行う。



- 6-3 2030年までに、汚染を減らす、ゴミが捨てられないようにする、有害な化学物質が流れ込むことを最低限にする、処理しないまま流す排水を半分に減らす、世界中で水の安全な再利用を大きく増やすなどの取り組みによって、水質を改善する。
- 6-6 2020年までに、山や森林、湿地、川、地下水を含んでいる地層、湖などの水に関わる生態系を守り、回復させる。



- 8-9 2030年までに、地方の文化や産品を広め、働く場所をつくりだす持続可能な観光を、政策をつくり、実施していく。



- 11-4 世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。



- 12-2 2030年までに、天然資源を持続的に管理し、効率よく使えるようにする。
- 12-3 2030年までに、お店や消費者のところで捨てられる食料(一人当たりの量)を半分に減らす。また、生産者からお店への流れのなかで、食料が捨てられたり、失われたりすることを減らす。
- 12-5 2030年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。
- 12-8 2030年までに、人びとがあらゆる場所で、持続可能な開発や、自然と調和したくらし方に関する情報と意識を持つようにする。



- 14-1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化など、特に陸上の人間の活動によるものをふくめ、あらゆる海の汚染をふせぎ、大きく減らす。
- 14-2 2020年までに、海と沿岸の生態系に重大な悪い影響がでないように、回復力を高めることなどによって、持続的な管理や保護をおこなう。健全で生産的な海を実現できるように、海と沿岸の生態系を回復させるための取り組みをおこなう。
- 14-7 漁業や水産物の養殖、観光を持続的に管理できるようにし、2030年までに、開発途上の小さい島国や、もっとも開発が遅れている国ぐにが、海洋資源を持続的に利用することで、より大きな経済的利益を得られるようにする。



- 15-1 2020年までに国際的な協定にしたがって、森林、湿地、山地、乾燥地など陸上の生態系と、内陸の淡水地域の生態系、および、それらがもたらす自然の恵みを、守り、回復させ、持続可能な形で利用できるようにする。
- 15-4 2030年までに、持続可能な開発のために欠かせない山地の生態系の能力を強めるため、多様な生物が生きられる山地の生態系を確実に守る。

参考

公益社団法人日本ユニセフ協会 HP

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/>

別紙2 SDGs(持続可能な開発目標)を学べる体験型コンテンツ調査事業素材

※教育旅行向けコンテンツもあり今回の事業に対応できないものがあります。

※今後SDGsのコンテンツとなりうる素材が含まれており、商品化されていないものがあります。

	地域	内容	備考
01	鹿児島	海のゴミについて考える	
02	鹿児島	薩摩切子の欠片を使ったアクセサリ作り体験	
03	鹿児島	火山ウォーキング	
04	鹿児島	伝統野菜農業体験	期間限定
05	南薩	お茶摘み・手もみ茶づくり体験	
06	南薩	伝統工芸(蒔絵、螺鈿アクセサリ彫金・風鈴他)	
07	南薩	地熱発電	
08	南薩	鯉節工場の見学	
09	南薩	おだし教室	
10	南薩	ポストカード「知覧からの手紙」	
11	北薩	鉄道学校	
12	北薩	環境学習(ラムサール条約湿地)	開始予定
13	北薩	My竹箸作り体験	
14	北薩	甕島案内～風と共に生きてきた村～	甕島
15	北薩	こしきの塩づくり体験	甕島
16	始良・伊佐	錦江湾の生き物観察ツアー	
17	始良・伊佐	河川の生き物観察ツアー	
18	始良・伊佐	ウェーダーウォーク	
19	始良・伊佐	黒酢の壺畑	
20	大隅	養殖漁業の体験	
21	大隅	持続可能な世界標準の町 視察研修プログラム	
22	大隅	天然フレグランスづくり	
23	熊毛	リバーアクティビティ	屋久島
24	熊毛	木工クラフト体験	屋久島
25	熊毛	里のエコツアー	屋久島
26	熊毛	サバ節工場見学	屋久島
27	熊毛	梢回廊キャノピー	屋久島
28	熊毛	Green School Yakushima	屋久島
29	大島	花農家収穫体験	沖永良部島
30	大島	本場奄美大島紬工場見学、体験等	奄美大島
31	大島	金作原ツアー	奄美大島
32	大島	3日間で学ぶサンゴ礁科学の世界	喜界島